

## コンビニエンスストアについて

### 1 経済産業省の商業統計における「コンビニエンスストア」について

#### (1) 定義

飲食料品を扱い、売り場面積 30 平方メートル以上 250 平方メートル未満、営業時間が 1 日で 14 時間以上のセルフサービス販売店のこと

#### (2) 都内における施設数

5,453 軒 (平成 16 年商業統計調査報告 小売業業態別集計編)

### 2 「コンビニエンスストア」における食品衛生法等に基づく営業許可について

- ・食品衛生法と東京都食品製造業等取締条例で定めた営業許可が必要
- ・許可の取得のために食品衛生法施行条例及び食品製造等取締条例で定められた施設基準に合致した施設が必要
- ・取扱っている食品の種類に応じて許可を取得  
飲食店営業、販売業 (食肉、魚介類、乳類、食料品等 等)

### 3 「コンビニエンスストア」の調理品による東京都における食中毒の発生状況 (平成 14 年 ~ 平成 18 年) について

都内においては、過去 5 年間コンビニエンスストアの調理品を原因とする食中毒の発生は 0 件